

関税法施行規則の一部を改正する省令について

1．経緯

積荷の詳細情報について報告を求めることができるための「関税定率法等の一部を改正する法律（平成一九年法律第二〇号）」が平成一九年六月一日から施行されることに伴い、関税法施行規則について所要の改正を行うものである。

2．改正内容

関税法施行規則（昭和四一年大蔵省令第五五号）を次のように改正する。

第二条の四第四項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。（関税法の当該条文の改正に伴う形式的な改正）

3．スケジュール

公　　布	平成一九年五月三一日
施　　行	平成一九年六月　一日